

## 大阪府障害者福祉事業団

### 平成30年度 こども発達支援センターSun（サン）利用に関するお願い

- **傷害保険の個人加入について**

療育時の不慮の事故・怪我また他の利用者および設備等の損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。そのため、療育を受けられる場合は、その損害に備えて障がい児を対象とした傷害保険・損害保険に加入されることを、おすすめしています。

- **療育時の兄弟姉妹児の同伴について**

親子同室で療育を行う場合など、療育プログラムの内容によっては、兄弟姉妹児、特に小さいお子さんの療育室への入室をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

- **見学者・研修生の受け入れについて**

本事業の重要性や療育の必要性を広くご理解いただくために、見学者や研修生の受け入れを予定しております。受け入れに際しては、個人情報保護および療育を受けられる児童への影響等には充分留意いたします。

- **療育時のビデオ・写真撮影および外部での使用について**

保護者や教育関係者等の研修の目的で、研修会等において療育場面のビデオや写真を使用する場合があります。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。なお、使用に際しては、別途個別に確認させていただきます。

- **保護者研修について**

当センターでは、療育を受けられる保護者の方を対象とした保護者研修を年10回行います。必ず受講していただきますようお願いいたします。

- **療育期間および利用の中止の手続きについて**

本事業の療育期間は1年間となっております。何らかの理由で当センターの利用を中止される場合は、最終療育日の1ヶ月前までに所定の用紙にご記入の上、担当スタッフまで提出してください。

- **療育日の振り替えおよび療育の時間帯について**

個人の都合による欠席に伴う療育日振替えについては、随時の調整が難しいため、個別にご相談します。また、遅刻された場合も、療育の時間帯は変更できませんのでご了承ください。ただし、長期療養等が必要となった場合やプログラム内容の変更によっては、療育実施日の変更をさせていただきます。

- **障がい児通所給付制度の利用について**

申し込みに際して、療育手帳の有無は問いませんが、利用決定後、児童発達支援、または放課後等デイサービスの受給者証の申請をしていただきますので、ご了承ください。手続き等詳細につきましては、療育利用決定後説明させていただきます。

